

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

榛名山の東麓に位置し、東南東に傾斜している。標高別にみると、標高500m以上の地帯は、侵食のすすんだ急峻な山並みが続き、300m辺りは開拓による耕地、集落が分布する。300～200mは、河川の伏流により水田が東方にかけて広がりを見せており、公共機関、住宅などが存在し村の中核になっている。

(洪水、浸水災害への警戒)

村は、榛名山の東麓に位置し、榛名山系を基点とする丘陵地を唐沢川、染谷川、八幡川、牛王頭川などの1級河川が9河川あり、北南部から南東部に流れている。

近年これらの河川は、平時には減水しているが、豪雨等の際には極度に増水し、災害等を引き起こす恐れがある。

(地震災害への警戒)

群馬県が実施した「地震被害想定調査」(平成24年6月)の予測結果によると、関東平野北西縁断層帯主部におけるM8.1の地震によって、榛東村は「6弱」が予測されている。

(2) 商工業者の状況

当地区内における商工業者総数(令和3年度)は387事業者となっている。内小規模事業者数は314事業者となっており、全体の81.1%を占めている。

【内訳】

	件数	割合
商工業者総数	387	
小規模事業者数	314	81.1%
建設業	96	24.8%
製造業	63	16.3%
卸売業	23	5.9%
小売業	55	14.2%
飲食店・宿泊業	35	9.0%
サービス業	65	16.8%
その他	40	10.3%

※出典：商工会の現況(令和3年度)

(3) これまでの取組

1) 榛東村の取組

- ・榛東村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・榛東村地域ささえあい協議体の結成、訓練の促進
- ・要配慮者施策の推進

## 2) 榛東村商工会の取組

- ・事業継続計画（BCP）の策定
- ・自然災害発生時に会員被災情報の収集
- ・事業継続計画（BCP）に関する周知活動
- ・ぐんま共済と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

- ・災害発生時の対応について、榛東村との連絡体制・情報共有・役割分担などが不明確であり効率的な協力体制が構築されていない。
- ・当会の指導員・支援員の災害時の行動規範が十分に理解されていないため、実際に災害が発生した場合に、効果的な支援が実施できない懸念がある。
- ・地域内の小規模事業者に対する「BCP 策定支援」「災害対応施策の周知」が不十分であるため、今後の計画的な支援実施が課題である。
- ・災害時に、資金的な補填が可能な保険・共済などについて、専門的に説明できる職員が不足している。

## III 目標

- ・榛東村との連携を強化するため、平時から災害時の行動・支援活動などの情報共有を進める。
- ・当会が策定した「事業継続計画」の全職員への周知と計画に基づく訓練を実施する。
- ・地域内の小規模事業者に対する「事業継続力強化計画作成支援」「BCP の策定支援」を強化することで、小規模事業者の災害対応の底上げを図る。
- ・ぐんま共済や金融機関との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を実施する。

### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員及び職員による巡回等において、榛東村のため池ハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。
- ・商工会だよりや商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の施策、榛東村の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対して災害リスクについての意識向上を図る。
- ・事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談会を実施し、策定支援を講じる。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。

- 2) 榛東村商工会自身の事業継続計画の作成
  - ・当会は、平成30年に「事業継続計画」を策定（別紙）
- 3) 関係団体等との連携
  - ・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合との連携を強化し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや災害被災時に利用できる損害保険商品の紹介等を行う。
  - ・群馬県商工会連合会や連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナーの実施。
- 4) フォローアップ
  - ・年に一回、小規模事業者の事業者BCP等（事業継続力強化計画を含む）の取組状況の確認を行う。
  - ・群馬県商工会連合会や北毛地区商工会連絡協議会での会合時などに各支援機関での取組状況などの情報共有を行うとともに、改善点や効果的な支援策を協議する。
- 5) 当計画に係る訓練の実施
  - ・自然災害（台風の場合は令和元年台風19号、地震の場合は東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、榛東村との連絡ルートの確認を行う。（訓練は1年に1回以上実施する）

< 2. 発生後の対策 >

- 1) 応急対策の実施可否の確認
  - ・発生後、当会職員の安否確認を当会BCPに基づき速やかに行う。
  - ・業務従事が可能である場合は、当会BCPに基づく任務分担により速やかに地域内の被災状況の把握に努める。
  - ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
  - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、榛東村における感染症対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。
- 2) 応急対策の方針決定
  - ・当会と榛東村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
  - ・当会職員が電話や現地訪問により被害状況を確認し、取りまとめたうえで、速やかに榛東村及び群馬県商工会連合会と情報共有を行う。

（被害状況の目安は以下を想定）

大規模な被害がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生しているものとする。

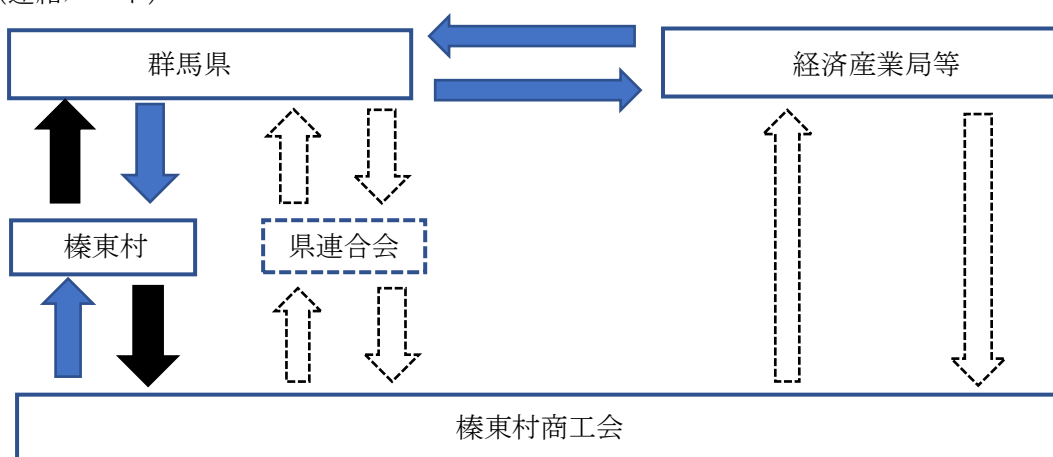
- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生直後	速やかに情報を共有する。
発生後～1週間	1日に1回以上共有する。
2週間～4週間	適時、共有する。
1ヶ月以降	適時、共有する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、榛東村の指示に従って、被災地域での活動を行うことについて、事前に決めておく。
- ・当会と榛東村と情報共有した上で、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとする。

### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・榛東村と相談窓口の開設方法について相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を開設する)
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や群馬県、榛東村、日本政策金融公庫の施策)について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

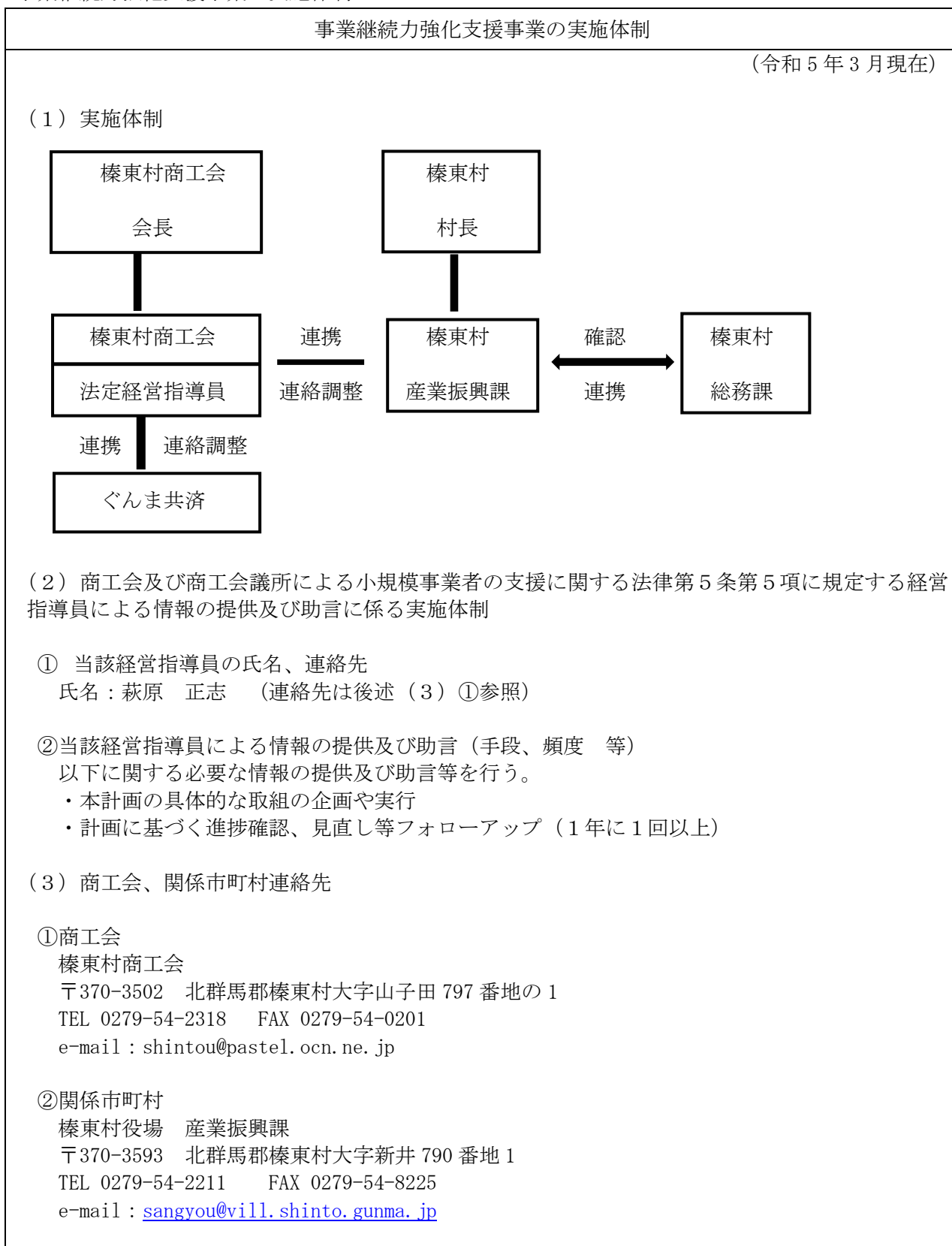
- ・国・群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険勤請求、税の減免申請、融資など手続きを受ける場合に必要の「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(4) 被害情報等報告先

群馬県商工会連合会 総務企画課

〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目 8 番地の 1

TEL 027-231-9779 FAX 027-234-3378

E-mail [somu@gcis.or.jp](mailto:somu@gcis.or.jp)

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が安易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・チラシ等作成費	50	50	50	50	50
・その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、群馬県補助金、榛東村補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③ 災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援
連携して事業を実施する者の役割
<連携者名> ぐんま共済協同組合 前橋支店 住所：〒371-0841 前橋市石倉町 4-9-10 支店長：田村 考也  <役割> ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② 小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③ 災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
<pre>graph TD; A[ぐんま共済協同組合 前橋支店] -- セミナー --&gt; B[榛東村商工会]; B -- 事業継続力強化支援 --&gt; C[小規模事業者]; A -- 災害保険情報提供 --&gt; C;</pre>